

平成 28 年度第 1 回北広島市市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 28 年 5 月 23 日（月）午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (10 名)	北川委員、佐藤委員、竹内委員、中野委員、穂刈委員、山野委員、 小池委員、深村委員、塚崎委員、中屋委員
	事 務 局	川村企画財政部次長、橋本企画課長、柴主査、安井主事
	傍 聴 者	0 名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 協議事項 (1) 平成 28 年度市民参加手続きに係る事前評価について（資料 1） 3 その他 4 閉会 	
配布資料	<p>(資料 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度市民参加手続きに係る事前評価について 	

■会議録

1. 開 会

事務局：それでは、皆様揃われましたので、会議をはじめたいと思います。

2. 報告事項

事務局：まず会議に入ります前に、皆様ご承知のことかと思いますが、この4月に「市民参加」の業務が前年の政策広報課から企画課に移りましたので、その旨ご報告申し上げます。企画課では、これまで政策広報課で担当しておりました業務のうち、今回の「市民参加」のほか、「市民協働」「男女協同参画」「NPO認証」の業務も合わせて引き継いでいますのでご報告いたします。

次に、事務局を紹介させていただきます。

まず、川村政策推進室長です。

続きまして、橋本企画課長です。

続きまして、企画課安井主事です。

最後に私、企画課主査の柴と申します。よろしくお願ひいたします。

以上の職員で担当してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

まずはじめに、資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元に、今日の次第、それからお配りしたものと同じものになりますが、市民参加実施予定の一覧表、それと18ページものになりますが、評価調書の3セットがあらうかと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから平成28年度第1回北広島市市民参加推進会議を開会いたします。本会議につきましても、出席委員が過半数を超えておりますので、北広島市市民参加条例施行規則第8条第6項の規定により、会議が成立しますことを事務局より報告いたします。

事務局：それでは、施行規則第8条第5項の規定により、議長につきましては山野会長にお願ひします。山野会長よろしくお願ひいたします。

3. 協議事項

議 長：（議長からのあいさつ）

早速ですが会議をはじめます。協議事項ですけれども、今日は平成28年度市民参加の手続きに係る事前評価を行います。資料の説明をしていただきたいと思います。18項目にわたって市民参加手続きを求められている事業がありますので、一つずつ説明をいただいて、それから協議をする、という形をとっていきたいと思います。事務局から整理番号1から簡単に説明をお願いいたします。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議 長：それでは、事業の内容、市民参加の対象時期（手法時期）についてご意見、ご質問はあ

りますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：「きたひろしま市民会議」について、「市民説明会等」に区分けされていますが、これは去年行った市民会議と同じ手法のものと考えてよろしいのでしょうか。

事務局：昨年行われたものと同じような形、ワークショップ的な会議を今年度10月にテーマを変えて開催したいと考えております。

議長：参加する方の募集等については、どのようなスタイルですか。去年は確か無作為に抽出した中から30名で行われたと思います。

事務局：今年も無作為抽出で30名で、6人のグループを5つほど作って、昨年と同じような流れで行っていきたいと考えております。

議長：中身はワークショップに近い形だと思いますが、最近この手法を取り入れている自治体が結構あります。市民説明会という形ではなく、市民討議会とか市民会議というような名前で行われていて、新しい手法とされている。何が新しいかという「無作為抽出」というあたりだと思うんですけども、一般的な市民説明会とは少し異なりますので、「その他の手法」に入れてもいいのかなと思っています。これは区分けの問題なのでどこに入れてもいいのですけれども。去年はかなり成果があったと聞いています。

事務局：去年初めて実施したのですが、1,000人に通知して最終的に30人にということで、小さなお子さんも預けて参加してくださったり、土日にかけて2日間行った会議でした。また、その会議のファシリテーターを市の職員ではなく、総合計画の推進委員が実施しました。今年は2回目ということで、更に深堀りできると考えております。

議長：コーディネーターとかアドバイザーは、どなたにお願いしていますか。学校の先生や専門家の方などですか。

事務局：去年は、教育委員会の松本委員長に基調講演をしていただいて、「まちづくり」についてのお話を聞いた後に、それぞれのグループのリーダーとして総合計画の推進委員5名がついて実施しました。その委員の中には学識経験者の方もいらっしゃれば、公募市民の方もいらっしゃいます。

議長：この手法についてはかなり踏み込んだ市民参加手法ですので、去年初めて行われて、今年も行うということです。2017推進計画では、そのほかにパブリックコメント、推進委員会の3つの実施方法をとるということですが、多すぎるのではないか、あるいは、もっと他にやってもいいのではないかといったご意見はないですか。

A委員：質問ですけども、そのワークショップで出た市民の意見というものは、その後どのようなようになるのでしょうか。

事務局：昨年度行った際には、ちょうど総合計画の中間年の見直しという時期でございまして、総合計画の見直しに向けた作業の参考にさせていただきました。また、今年3月に総合戦略という計画を作りましたが、その計画の策定にも市民会議で出された意見を参考に組み立てて議論してきました。今回についてはテーマはまだ未定ですが、せっかくの市民の方からの貴重なご意見ですので、施策ですとか事務事業につなげていけるように会議を進め、中身についても反映させていきたいと考えております。

議長：そのほかご意見等ございませんか。この「総合計画推進委員会」。これについてちょっと

ご説明いただけますか。何名で、どのような方が参加されていて、公募がいるのか、そのあたりです。

事務局：5名の委員がいて、委員長が北海学園大学の鈴木先生にやっていただいております、公募委員が2名、大学の先生と公認会計士の5名です。

議長：話し合う内容は。

事務局：総合計画と推進計画の進行管理を中心にしておりまして、こういった点が進んでいて、進んでいない場合があれば、どんな原因があるのかなどについて提言をいただいて、各部署に戻してそれを施策に反映させるという流れで進行管理を行っています。

議長：市民会議やパブリックコメントで出た意見等について、その会議で検討するというのもありますか。

事務局：もちろんあります。フィードバックさせていただいていますし、市民会議では去年は1回目だったので、課題を出すことに力が必要になりました、市民の方もそこから何をしたいこうという議論まではなかなか踏み込めなかったんです。そういったところを踏まえて委員会の中で、何ができるのかということを考えて各課に戻すということもしました。ただ、直接それが施策として予算がついて実現しているかどうかは別ですけれども、そういう役割を兼ね備えている組織であります。

議長：ありがとうございます。これは一つずつ適切であるかどうかを決めていきたいと思しますので、特に問題なしということによろしいでしょうか。それでは整理番号1については適切であるということにいたします。それでは整理番号2番の説明をお願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議長：何かご質問ありませんか。実はパブリックコメントについては募集が締め切られており、すでに終わっています。後にもう1件同じものが出てきます。事前協議そのものについて有効なのかどうかということも含め、今後時間があれば話していきたいと思えます。3月に事前協議をやれば、パブリックコメントなど市民参加の評価が可能といえますが、日程等の問題で物理的にできないのか、この推進会議が事前協議に間に合うように開かなければいけないのか、その辺がわからない部分といえます。

事務局：事前協議ということにつきましては、4月から動き出すパブリックコメント等については、今のスケジュールですと事後報告になってしまいます。会長からお話しありましたように3月に事前協議の場を設ける会議を開催することは物理的に可能だと思いますので、今年度については、そういった対応ができず大変申し訳なかったんですけれども、次年度につきましては、平成29年度4月から動き出す事案がありましたら、3月の会議にお諮りしたいと考えています。

議長：この説明はかなり硬い文章で分かりづらかったのですが、これは市の施設がもしかしたら減りますよ、統合されますよというお話なんですよ。わかりやすく言うとうどういうことでしょうか。

事務局：今後市の人口減少が進んでいくと想定されています。かつ、昔作った施設が現在も役割を果たしているかということそこはまた議論をしなければならないんですけれども、公共施設を持続的に維持管理していくためには、人口減少という事象を十分勘案しながら考えていかなければならなりません。その手法としまして、これはまだ案という段階です

けれども、これから作る施設については、例えば区分化であったり、多機能であったり色々な要素を盛り込みながら検討していきましょうということと、既存施設についても更新改修期について、同じように施設を集約して効率よく、効果的な運用をしていきましょうということとで基本理念の設けていますので、実際にそういう形で進めば、もしかしたら施設は縮小ということになるかもしれませんが、そこは今後も十分に説明をさせていただきながらという形になろうかと思っています。

議長：これは計画ということで、具体的にどの施設がという計画ではない訳ですね。基本方針を決めるという内容ですね。具体的にあの施設が無くなる、あちらに統合される、というような話が出てきたときには、もちろん市民参加にかけて進めることになると思うんですけども。

事務局：個別施設の、例えば移転・配置などはすべて市民参加が条件になっておりますので、その際にこういった方針がありながら、皆さんいかがですかという各論に入っていくという流れです。この手続きは省略することはできませんので、そこはくぐっていくこととなります。直ちにこの計画をもって、10施設を5施設にするといった計画ではないので、当然地域に必要な施設であるといったことを前提で今動いていますから、それをどう上手く、長く使っていけるかという視点をまず第一に置きながら進めるということでありまして、イコール縮小という事ではないということをご理解していただきたいと思えます。

議長：かなり市民に直結する事業なので、市民参加をしっかりとやらなければいけない特に重要な案件だと思います。個別の施設をどうするかという時に、またしっかりと市民参加をするという事であればパブリックコメントと市民説明会でいいのではないかなと思います。説明会は各地区で行うという事ですね。それではパブリックコメントは先行して行われましたが、整理番号2についても適切であるでよろしいでしょうか。それでは整理番号3をお願いします。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議長：これについてご質問、ご意見ございませんか。

委員：＜質問・意見なし＞

議長：それでは「市民交流広場」そのものについてご説明いただけますか。

事務局：市役所の新しい庁舎が建設されておりますけれども、市の公用車の駐車場になっている辺りなんですけど、こちらを市民交流広場ということで整備を計画しているところです。その市民交流広場の整備について市民の方からご意見をいただきたいということで「市民検討会議」の開催を予定しております。

議長：これは何か建物が建つんですか。

事務局：これから市民の皆さんの意見を聞きながらということになるんですけども、基本的には市民の皆さんの集いの場として特に工作物は考えていませんが、多目的に使える広場を想定しています。

ご覧のとおり、市役所の土地は傾斜地になっていまして、全部掘り込んでいくとかなり大変なことになります。できるだけこの傾斜を活かしながら、あまりお金をかけずに、オープンなスペースとして、多目的に色々なイベントに使えるようなものを市民の皆さま

んに意見を伺っていくという考え方です。

議長：これは、利用方法まで市民検討会議で考えていくということですか。

事務局：利用方法については、今お話しさせていただいたような取り扱いを考えていまして、会議の中では、例えばどういった機能をこの広場に設けるとより使いやすいですか、市民が交流しやすいですか、そういった観点からのご意見を中心にいただくことになっていきます。行政的には大きくは「公園」という位置付けになっていくかと思えます。何か箱ものを建てるという位置付けではないということと動いていきます。例えばボールを使える、使えないだとか、火を使える、使えないだとかは、この会議で決めるわけではなく、大きなレイアウトと方向性だけを確認していただくといった形です。また、スケジュールについては、庁舎ができ上がってからの工事になっていくと考えておりますので、供用開始は平成30年くらいになっていきます。

議長：これは、今後具体的にになってきた時に、更に市民参加の手続きを取るということはあるですか。

事務局：内容によるとは思いますが、ここでやらなければならないという時期なのは、庁舎との整合性を出すために、工事の手戻りがないようにレイアウトを考えておかなければならないからです。庁舎が完成した後、このスペースのために庁舎関連の工事をやり直すということはできないので、その整合性をとるためにこの時期に一度方向性は出しておく、具体的になった時にもう一度実施するかもしれませんが、今のところは考えておりません。

議長：この広場は、「エルフィンパーク」のように申し込んで使うという形をとるのか、あるいは完全にフリースペースで公園と同じく誰がいつ入ってもいいのか、どちらでしょう。

事務局：公園と同じように考えています。ロケやイベントを開催するですか、大きく占用するとなれば別かもしれませんが、通常であればどなたが往来しても構わないという位置付けにしたいと今は考えています。

議長：パブリックコメントの手法はとらないということですね。

事務局：平成28年度の段階では、今後の方向性ですかそういった内容を中心に議論していただくことを考えておまして、内容を整理するのは年次がもうちょっと先を考えておりますので、その段階になりますとパブリックコメントですか別の手法の市民参加も考える必要があるかとは思っています。

議長：できる限り複数の手法を取ることと条例ではなっています。2つ以上を必ずしもやらなければならないかと言うと、必ずしもそうではない。できるだけ市民の声が伝わればいいという事ではあるとは思いますが、この整理番号3に関しては、今のところ市民検討会議のみという事なんです、その辺も含めてご意見はございませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：それでは整理番号3につきましても適切であるということですのでよろしいですね。それでは整理番号4をお願いします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：ご意見、ご質問ありませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：審議会の団体代表者 23 名というのは、かなり多いですか。

事務局：こちらの法定協議会の法律に、どういった方を委員にatinaさいと明記がありまして、それに基づいて考えております。実は平成 22 年度に一度この法定協議会を立ち上げておりまして、その時も大体 30 人規模の協議会でした。こちらの団体につきましては、公共交通利用者、市民の方、あとバス事業者ですとか道路管理者ですとか公安委員会（警察）ですとか。地域では、各自治会町内会の会長など、幅広いメンバーに参画していただきながら計画を作りなさいと示されております。そういった観点から人数は 30 人弱ということで大規模なんですけれども、この規模で会議を進めさせていただきます。それから、お手元の資料にありますとおり、うち 2 回は専門部会ということになっておりますけれども、30 人という大所帯ですので、一堂に会して会議となるとなかなか議論が進みませんので、個別案件のテーマによって部会を設けて議論が活発となるような仕組みを考えているところです

議長：時期については年度末ですよ。

事務局：協議会は 1 月に設置をする予定となっております。この協議会を立ち上げる前に現在、市の公共交通の課題であったり、利用の状況であったり、そういった現状、課題を分析させていただきながら、それをもって会議の検討の土台にしたいというところもございまして、年内はビジョンのようなものを取りまとめる期間ということを考えております。実際の会議は 1 月からになりますけれども、平成 29 年度の実際の計画策定の動きにつなげていくような形になります。

議長：ご意見、ご質問ありませんか。

B 委員：ちょっとよろしいでしょうか。「将来を見据えた持続性のある公共交通のあり方や方向性を明確にし」となっているんですが、これは、今まではそういう事は明確にしていなかったんですか。

事務局：端的に言うとなかったと思います。団地内などでバス事業者のバス利用者減少対策という部分では取り組んでいますけれども、「将来この路線のあり方で本当に良いのか」ですとかそういうビジョンは市民に明確にしているものは無かったと思います。平成 22 年度に作った計画はあるんですが、それについては、例えば公共交通の通っていない空白エリアについてはどうしましょうとか、高齢者が増えてきてその対策はどうしましょうとか、バスを利用してもらうための情報発信はどういった方法が良いのかだとかに留まったというのが現実です。今回のこの計画は、委員がおっしゃったように、本当にこの路線はこのあり方で良いのかですとか、今のバスの状況を残すことが良いのかですとか、別の乗り物があるんじゃないかとか、そういったところまでを見据えたあり方を計画の中で打ち出していきたいなと考えています。特に北広島団地内のバス利用者の現状の減少状況からいくと、路線の維持自体も本当にどうなっていくのかというところが目の前までできていますので、そういったところまで踏み込むことが考えられています。

B 委員：現状、僕も今 J R を使っていますけれども、例えば J R の最終で帰ってきててもバスはもうない。となればタクシーを使うしかないんですけれども、それじゃタクシーにすぐ乗れるかっていうとそうはならないですよ。タクシーがみんな出払って、客がずらっと並んで、いつ来るのかと。まして冬だとあの寒いところでずっと立ってならなきゃなら

ないという現状ですね。そういうところを明確にしていくというようなイメージでよろしいでしょうか。

事務局：結局、これまでよかったことが、今はどうなっているのか、現状はこのまま将来までいけるのか、そういうところを踏み込んで考えていかないと、ビジョンも計画もただまとめただけになってしまいますので、そういった幅広い意見に基づいて、まずどういったあり方が良いのかということ掲げてから、現実はどう踏み込んでいくのかということをやっていく、この計画は市の中で大きな位置付けだと私は考えています。

B 委員：昔は、最終列車に合わせて大型タクシーがありましたよね。あれを無くしてしまった理由というのは何かあったんでしょうか。

事務局：タクシー事業者が独自に取り組んでいたものなんですけれども、北広島はタクシー業者が何社も走っていますので、連携もどうとっていくのかという課題もあるように思います。一堂に事業者を集めて、何がみんなのできるのだろうかということを考えることが必要になってきていると思いますので、委員がおっしゃったこともまた実証的にやってみようということになれば、何らかの助成をして動かしてみるだとか、色々と考えられると思います。今はその手前で止まっている状況で、それを打破するための切り口としての計画という位置付けだと考えていただきたいなと思っております。

議長：委員がお話しされたような市民の声を協議会の事前にパブリックコメントで事前に得るということはどうなんでしょう。あるいは具体的な方法等が協議会で話し合われて、これをやったらどうかという時にパブリックコメントをかけるのか。パブリックコメントはできるだけ早い時期にかけたほうがいいんじゃないかということもありますので、これもその前の整理番号3と同じように、手法としては一つの手法ということになって、パブリックコメントをあえて入れていないということはなぜか。企画課が所管なのでお答えいただけますか。

事務局：公共交通網形成計画については、先ほどお話ししましたとおり法定の協議会を設置しなさいという位置付けもあるものですから、本年度についてはまだ踏み込んだ議論までには至らないのかなと考えておまして、市民参加の予定には位置づけておりません。平成29年度に実際にどういった公共交通網を形成しましょうかといった議論に移りますので、そういった中では会長がおっしゃったように、なるべく早い形で今公共交通がこういった形で動いていますといったものをお示しさせていただきながら多くのご意見をいただいて、より市民の皆さんにご理解いただけるような計画にしていきたいと思えます。公共交通は特に市民の日常生活にかかわる案件ということもございますので、市民説明会ですとか、丁寧な説明の機会を設けながら進めていきたいと思っております。

議長：市民参加が市民になかなか定着しない理由の一つに、意見を出してもなかなか取り上げてもらえないという部分もありまして、早い段階で市民の意見を吸い上げて計画に反映していくということが重要だと思います。具体案がもう決まっている段階ではもう動かしようがないということもありますので、できるだけ早い時期に、まだその計画が固まる前に市民の意見を聞いていただきたいと思えます。この整理番号4について、その他ご意見、ご質問ございますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議 長：無ければ、平成 29 年度に入って、ある程度たたき台的なものが出てきて計画を進める中でパブリックコメント、説明会を行うということで、今年度に関してはこの協議会一つということで適切ということでよろしいでしょうか。それでは続いて 5 番目に移ります。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議 長：予算に関しては、条例で定めているものですが、現状としては新規事業、拡大事業、この 2 つに限って市民参加の手続きを取っているということです。本来であれば、予算全体についての意見が出せるようにしたほうがいいんじゃないかと条例の趣旨としてはそういうものですが、予算というのは一つ変えると他が色々変ってくるような関連性があるということもあると思いますし、予算全てということは全ての事業ということになりますので、そこまでは物理的にできないということもあると思います。そういう中で新規事業と拡大事業のみの市民参加の手続きということになっているようです。もっといろんなことについて、この予算は削ったほうが良いとか意見を出せるようになったほうがいいんじゃないかというご意見だとか、そもそも予算を市民参加手続きを取っている市というのは比較的少ない訳で、北広島市の市民参加条例の目玉というか、条例を作るときには予算も入れようというご意見が多数でたということでこの予算も市民参加の対象になっているわけです。もっと進んでいるところは市民参加型の予算を作ってしまったというところもあるようです。実際市民の委員が集まって、意見を出し合いながら予算を作っていくというようなことだったり、市の財政の一部だけを市民の代表にこれをどう使うかというのを考えてもらったりというようなことをやっている市もあるわけですがけれども、北広島市では先ほどお話ししたような現状となっています。予算についてはご意見ございませんか。

委 員：＜質問・意見なし＞

議 長：これは、今までずっとパブリックコメントだけでしたよね。平成 28 年 12 月の時期ですけども、12 月という予算がかなり確定しかけている、だいぶ固まってきたところ、もちろん予算ですから議会を通らないと確定はしない訳ですけども。時期的には 8 月くらいから色々出てくるということだと思えますよね。

事務局：予算の要求は 11 月くらいです。原課は事前に準備しますけれども、どうしても国の動向がありまして、担保のないイメージしかないものですから、予算要求の時期としては 11 月から 12 月にかけてになってしまいます。そのあと議会審議予算は 2 月に入りますから、どうしてもこの時期になってしまうというのは事務的にそういうのは早く、なんとか年内に皆さんにお知らせするという動きをしています。

議 長：時期についても、物理的にこれが限界ということなんですね。他にご意見ございませんか。

委 員：＜質問・意見なし＞

議 長：ご意見無ければ、この当初予算の作成について、整理番号 5 についても適切であるということよろしいですか。それでは整理番号 6 のほうへ。

事務局：＜配布資料に基づいて事務局から説明を行う。＞

議 長：これも市民に直接関係することだと思えますが、利用時間・利用料金ですね。これも、パブリックコメント一つということですけども、ご意見ございませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：多目的室というのは、芸術文化ホールにある部屋と同じような感じで使うということによろしいでしょうか。

事務局：新庁舎の1階部分に子育て支援センターと並列して多目的に利用できる多目的室というのを設ける計画になっております。そこが市役所管理ということになりますことから、中央会館等のように、その利用時間や料金等について定めていくということになります。

議長：会館的な使われ方ですか。

事務局：中央会館機能を持たせた形になっています。

議長：ご意見、ご質問ありませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：無ければこの整理番号6についても適切ということによろしいですか。それでは整理番号7。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：これについてご質問、ご意見ございませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：審議会等は27名とこれもかなり多いんですが、構成をみると公募市民というのは特に設けていないようですけども。

事務局：地域防災計画については、防災会議が定めることとしておりまして、その防災会議のメンバーについても、災害対策基本法に基づいた計画となっております、公募市民は入っていない状況です。

議長：予算ですけども、委員報酬が6万円くらいですか。

事務局：防災会議は、国の機関ですとか公の機関の代表者が多い会議で、業務としてそういった方々に参加していただいていることもあり、報酬を辞退されているという実態がございますので、実績に即した金額になっているところです。

議長：これは審議会等のほかにパブリックコメントも実施するということですけども、今お話を聞いていると果たしてパブリックコメントは必要なのかなと思いました。C委員はどうですか。

C委員：同じ意見です。専門的な部門の審議会ということで、我々市民が参加するにあたって何かレベルが高いというか。ですからパブリックコメントが必要なのか。やっても出ないじゃないかなという気がします。やっていただくことは大変結構だと思います。

議長：他の委員の方がいかがでしょうか。確かにわかりにくいし、一般市民にはわかりにくい事業なので。D委員はいかがですか。

D委員：防災ですと、「いつ我が身に」ということもあって、審議会が8月でパブリックコメントが7月になっているので、事前に市民の意見を集めたのかなと勝手に予測していたんですけども。これに関しては、何を市民から吸い取りたいのかが問題になってくると思います。実際に何かあった時に、市民はどうすべきなのか、ここ数年水害等も無いですし、ちょっと私自身のほほんと生きてきている感があるので、最近の地震のこととかを思うと本当は必要なんじゃないのかなという気持ちはあります。8月の審議会が専門的なのか、それとも市民の意見を聞いた会議にしたいのか、ちょっとその辺がわからない

ので。ただ敷居が高いから無しと言っちゃっていいのかわからないところです。

議長：その辺については想定といたしますか、市民からどのような辺りの意見を聞きたいのか。

事務局：防災に関して申し上げますと、平成23年の東日本大震災をきっかけに市民の方の防災に対する意識が非常に高まっています。防災対策というのは、行政であったり関係機関の努力だけでは対処できない実態がありまして、市民の皆様、そして地域で活動されている自主防災組織などのそういった取り組みが非常に重要になっています。今回パブリックコメントということで委員からお話しありまして、市民の方の災害対策に対する意見を十分に参考にさせていただきながら、そして防災会議に諮って計画を作っていくという担当課サイドの考えだと思います。地域防災計画については、非常に分厚い計画なのでなかなか全て読み込むのは難しいのかなと思いますけれども、その中には行政や関係機関の役割だけではなくて、「市民の責務」というようなところも計画の中にうたわれております。まさに市民の皆様の日頃の災害対策であったり、地域の取り組みであったり、そういったところも盛り込んだ計画になっておりますので、皆さんにご意見をいただきながら、より実効性のある計画というものは意味があるのかなというふうに思っております。

議長：パブリックコメントをやらないほうがいいとは思いません。やったほうがいいに決まっています。パブリックコメントには2種類あって、一般論ですけれども、特にその案件についての知識をお持ちの方、専門的なことをある程度分かっている方も市民の中にはいらっしゃるわけです。そういう人から有意義な意見をいただくというような意味合いもありますし、単純にパブリックコメントとして、防災についてはよくわかりません、というような回答だったり、単純にこういうことは必要ないんじゃないかというような大雑把な意見というのもパブリックコメントの一つであるわけですけれども、先ほどお話しした前者の専門的な方も中にはいらっしゃるということもありますし、市民からの意見として先ほど事務局からお話しあったような形で、できるだけわかりやすく市民から意見を得ていきたい。計画書の分厚い書類を読んでもらうというのではなかなか意見は集まらないと思いますので、防災についてご意見をお聞かせくださいというくらいの少し間口を広げた感じの募集の仕方というのも工夫していただきたいと思います。パブリックコメントが必要なのかなという疑問もありましたけれども、その他、このパブリックコメントについてご意見ございますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：整理番号7についても適切ということでもよろしいですか。それでは整理番号8お願いいたします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：それでは整理番号8についてご意見、ご質問はありますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：これも審議会とパブリックコメントと2つの手法をとるということですが、E委員は何かご意見ありますか。

E委員：パブリックコメントを募集する期間が審議会の後になっているのは、どういう意見を聴こうとして、後に実施予定になっているのかなと思うんですけど。

事務局：こちらの計画については、委員からありましたとおり、懇話会、審議会での議論ののちにパブリックコメントという手順となっていて、懇話会のほうである程度市の計画を整理をして、その中身を持ってパブリックコメントにかけて、市民のみなさんの意見をちょうだいして市の事務局で決定付けるというような形で、地域防災計画とは進め方が違うのかもしれないですけど、担当課のほうではこの順序で審議して意見をちょうだいたいという中身になっております。

議長：ちょっとよくわからないですね。パブリックコメントを経た上でそれを審議会等で話し合うというスタイルじゃないわけですよね。あとでパブリックコメントを行う。明確な理由がわからなかったのですが、基本的に市民からの意見を経て、その意見を踏まえて審議会で議論するほうが意見を反映しやすいのではないかと考えてるんですけども。

事務局：ある程度市の考え方といいますか、きちんとした方針を持って市民の方にお示しをして、そこで意見をいただいたものをさらに練って市の成案にしていくというやり方を今回とっているわけです。委員がおっしゃるように逆にある程度ラフな状態で意見いかがですかと積み上げていく計画の策定の仕方もあると思いますが、こういった交通安全に関しては、第9次で、昭和47年からずっと来ていて、ある程度基本法に基づいてできてきて、あまりオリジナルが入りにくい計画である中で、どちらかというところある程度決まった意思を市民の方に言って載せていくというやり方をとったということです。これが絶対というわけではなくて、できれば今みたいな話がいいと思いますけれど、これに関してはそういう手法をとっているというご理解でいただければなと思います。先ほど防災に関しては、ある程度決まったものの改定なので、それを載せて専門家に諮るというやり方をとるということで、ケースによって使い分けているところがあるのではないかなと思っております。どっちが正しい、間違いというのではなく、まず事案によって使い分けているという理解をしていただければなと思います。

議長：順番の意味があるということですね。ご意見いかがでしょうか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：それではこの整理番号8についてご意見無ければ、適切であるということでよろしいですね。それでは整理番号9お願いいたします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：それではご意見とご質問ございますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：これに関して事務手続きとは言いませんけれど、もう決まっているものを、条例を書き換えるということだと思わんですけれども、むしろ条例に関しては改正するときは市民参加にかけなければいけないということになってるので、やらざるをえないのだらうと思いますが、個人的には市民参加が必要ないのではないかと考えてます。委員の皆さんはどうですか。こういうのを市民参加で問われても意見の出しようがない気がするのですが、F委員、どうでしょう。

F委員：過去にはないんですね。こういう意見募ったというのは。あったんですか。

事務局：料金改定や条例改正は意見をいただくんですけど、結果としては、おっしゃるとおり意見が出てきているかといったら意見が出てこないという状況が続いているのが現実で

す。これは平成14年度以来、料金の見直しをしてこなかったということでの今回の改正になります。

議長：ご意見ございませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：それではこの整理番号9についてご意見無ければ適切ということによろしいですか。それでは整理番号10のほうに移ります。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：それではこの整理番号10についてご意見、ご質問等ございませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：これは審議会とアンケート、パブリックコメントの3つの手法を採ってますけれど。

B委員：具体的に何を計画するものなのでしょうか。

事務局：国において食育推進基本計画が策定されていまして、それを踏まえた食育計画となっております。保育とか農業、保健の各分野の食育の取り組みを生かしながら市民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるためのまちづくりを目指した計画ということになりますけれど、中身については食を中心とした、例えば栄養の偏りが無いかですとか、生活習慣病の分野などを位置付けながら市民の健康な食生活を目指す計画になっています。

議長：食育ということなんですが、子供を対象ということなんですか。

事務局：対象は子どもに限っておらず、幅広く市民という形です。高齢者も含めてですね。

議長：ご意見ございませんか。これは地産地消とかも絡むものですか。

事務局：地元物を安全に、地元物をどう食べようかとかということに関しても要素には盛り込んでいくことになると思います。

議長：ご意見、ご質問がなければ、整理番号10に関しても適切ということによろしいですね。それでは整理番号11お願いいたします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

B委員：利活用というのは具体的にどういうことなんですか。

事務局：遊水地ですけれど、洪水時にあふれる水をこのエリアに引き入れて水位を調整するものです。平常時が基本的に大部分なわけですし、この広大な遊水地のエリアの一部について市民が多目的に利用できるようなエリアを設けまして、災害が無いときには何か多目的な広場で、例えばサッカーをしたりですとか、イベントをしたりですとかそういった利活用ができないかということの計画になっています。

C委員：最初の審議会の委員長を私がやっていたんですけど、150町歩の東の里の農地を遊水地としてその全部を使える訳ではないんです。国が使ってもいいよとっているのが10町歩くらいです。その部分については、堤防と同じ高さに土盛りをして、そこでサッカー場を作るなり、何をしても市の計画としてやってくださいということで、当初委員会もまだできたばかりで具体的な国の方針もあまりはっきりしなかったもので、それは先が見えた時点でもう一回検討しましょうということで一応終わっているんです。利活用ということで、国の計画としては、建物というか基礎をつくったりする建物はだめで、それは当然水害という中で万が一崩れてしまうとかそういう危険性もあるわけですから、あくまでも野球場というようなそういうような使い方をしてくださいと。ただ、我々が

一つ問題にしたのは、150 町歩という広大な土地がそのまま放置されれば、多分雑草が生えてきます。その管理を一体どうするのか。いろいろな課題があると思います。果たしてアンケートだけでいいのかなという気もします。

B 委員：遊水地は完成したのですか。

事務局：平成 31 年度完成予定です。

C 委員：国が相手なので計画を出していかなければならないんですね。市としてこういうふうを考えていますと、こう使いたいという市民の意見がありますということであげていかなければいけない。

事務局：工事を待ってからだとなかなかやりたいことができないということがありますので、工事が動いている中で市として意思を出していくという作業になろうかと思います。

C 委員：今の段階ではアンケートでもいいんですかね。

事務局：平成 23 年 3 月に利活用計画が 1 回できたんですよ。その中にゾーニングができたんです。150 ヘクタールのうち湿地帯が圧倒的に多いわけですから、そこはもう自然をそのまま残そうと。高いところは使えそうなところが 15 ヘクタールくらいあるんじゃないかということで、色付けしたんですが、今それから約 4 年経って、工事の現場も見えてきて、いよいよ 4 年後、5 年後の完成に向けてもう一度市民の方のアンケートを採った上で先ほどの計画をぶつけて、またそれは市民参加に入ってきますので、まずその長いスパンの入り口に入ってきたイメージでいただけると、これでアンケート採ったので何かできあがっちゃったということにはならないということです。

議 長：皆さんどうですか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：今の段階ではアンケートだけということで適正であるということによろしいですね。それでは整理番号 12 をお願いします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議 長：これについてご意見、ご質問等ありませんか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：これもパブリックコメントのみですが、適切ということでよろしいでしょうか。それでは整理番号 13 の説明をお願いいたします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議 長：何かご質問、ご意見ございませんか。

委 員：〈質問・意見なし〉

議 長：これも整理番号 12 と似たような感じのものなんですが。

事務局：簡単に申し上げますと、これまで新築だけだったのが、既存住宅の増改築も含めて市のほうで認定事務ができるようになったということで、それに係る手数料を改正するということです。

議 長：この整理番号 13 についても適切であるでいいでしょうか。それでは整理番号 14 お願いいたします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議 長：これについてご意見、ご質問ございますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：市民参加が審議会とパブリックコメントの順番ですよね。審議会も2回開催ですけど、4月と5月に一回ずつ開催すると。すでに4月は終わっています。審議会に公募の委員1名入っているということですから、パブリックコメントにかけるということで、いかがでしょうか。ご意見ございますか。なければこれも適切であるでよろしいですか。それでは整理番号15をお願いします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：整理番号15についてご意見、ご質問はありませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：次の整理番号16に入ります。お願いします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：ご意見、ご質問ありませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：これについても適切であるということによろしいでしょうか。整理番号17です。お願いいたします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：これについて、ご意見、ご質問ございませんか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：生活に密着した話なのかなというふうに思うんですけども、これ取り扱いについて条例で定めるとなってますけれども、要するにディスポーザーを使えるようにすることなんでしょうか。

事務局：こちらについては昨年度下水道事業審議会に取り扱いを諮問しまして、その答申を受けたところです。その答申においては、ディスポーザーについては許可するべきではないと。理由については、下水の機能を落とすような要因もありまして、まだ安定的に使えるという性能の高さが十分ないですとか、主にはそういった要因から現段階ではまだ取り扱いするべきではないというような方針を受けて、ディスポーザーについては設けることができないというような形で改正を考えているようです。

議長：ご意見ございますか。なければ、整理番号17についても適切であるということによろしいですか。最後、整理番号18の説明をお願いします。

事務局：〈配布資料に基づいて事務局から説明を行う。〉

議長：これについてご意見ございますか。私のほうからパブリックコメントについて実施にあたり工夫のことというのが書かれていますが、対象者というのはどことしているのですか。

事務局：こちら小中学校の学校給食のことですので、小中学校の保護者がその対象になっています。

議長：そこに直接文書なりを出して意見を出してくださいと。

事務局：学校経由になると思いますけれども、そういったことを考えております。

議長：これ非常にいいことだと思うんです。ご意見ございますか。

委員：〈質問・意見なし〉

議長：なければ、これについても適切であるでよろしいですか。それでは適切であるとします。すべてが適切であるということで終わりました。先ほどお話ししたんですけれど、若干時間があるので、この事前評価というもののそのものについてご意見を伺いたいと思いますが、委員のほうから事前評価がはたして効果的なものなのか。一応抑え的な感じで、事前評価というものをしたほうがいいのか。事後評価というのものもあるわけです。終わってから実際どうだったかと。事前と事後で両方かけると。多分この推進会議の権限として、推進会議でこれもやって、あれもやってというふうに会議で結論を出したとしても、現実的にはそれが実現するのかもしれないのかという部分もあるんですよ。条例ができて、7年ぐらい経ちますと、市の職員の方も何を市民参加の手続きを採らないといけななのか。この辺についてはかなり各課で定着してきている部分もあると思います。さらに言うと市の職員の方のほうが専門家なんですよね。市民目線で市民参加の手続きについて今日の会議でもそれほど多くの意見が出されたというふうには思わないわけですが、この事前審査についてご意見伺いたいと思うので、ちょっと順番に伺ってよろしいでしょうか。G委員からお願いします。

G委員：私は個人的にはあったほうが助かります。そうじゃないと事後評価もできないと思っていますので。

議長：A委員どうですか

A委員：気がついたことなんですが、パブリックコメントのところで、実施にあたり工夫することなんですけれども、整理番号5の当初予算の作成のところで実施にあたり工夫すること特になしと書いてあるんですけど、去年はパブリックコメントというのは30日以上が基本なので、25日間であるのは市民の声を反映させるためということで、なるべく早く反映させるためと理由が書いてあるんですよ。それが今年を書いてないんですよ。だからやはり30日間が原則なんだから、去年のこの書き方は親切だと思うんですよ。今年は特になしだったので。ちょっと細かい点ですけど気が付きました。

議長：ありがとうございます。これは25日の理由というのはあるわけですか。

事務局：今、委員からお話しあったような市民の意見を予算に反映させるために期間を圧縮してというところが25日間の理由ですけど、委員がおっしゃったようにその実施の理由というか、中身が分からないままでの評価調書になってますので、そこはわかりやすくしてまいりたいと思っております。

A委員：あと特になしというのが書かれてあったものと何も書かれていないものが、整理番号9、16、17が空欄だったなというのに気が付きました。事前申請に対しては求められていたのはこういう意見だったんですけど、私としては昨年度の事後評価がどうであったから今回の事前評価はこういう点を意識していますとか、アンケートの案件は3つなんですけれどもそれはこういう理由ですとか、その市民参加を求めたときの決定したプロセスを若干説明していただくと判断しやすかったのかなと思いました。

事務局：今、委員からお話ありましたように空欄の記載の箇所と書かれているパターンとありまして、まず記載の仕方が統一されていないところが散見されますので、統一させたような中身にしたいと思います。これから実施後は事後評価を見ていきますけれど、ここで出された意見等を反映させたような中身の工夫を今後していきたいというふうに思っ

おります。

議長：要は工夫すること等も書き込むという方向で、全て書き込むという方向でいくということですか。

事務局：通常、条例に基づき十分審議を行える内容であれば、特に工夫というのは逆になくても、そこに関しては行うことになります。ただ、特記するものがあることに関しては書きま
すし、書かないものについては特になしという書き方がいいかということについては、
ちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。今付け加えた中で評価調書の作りの中
で年またぎで動いている事業が結構あります。前年から今年にいつているもの。今年か
ら来年にいくもの。そういったものがもう少し分かりやすく考えて、一つだけの事象だ
け捉えると、足りる足りないということになりますので、その様式の工夫を今説明の
中で、実は31年にできるものに向かって今この手続きですよと。出さない皆さんに上
手くお伝えできないと思いましたが、そこはこの会議でもう一度公表する前に工夫さ
せていただきたいと思います。そして、会長のほうにも確認いただきたいと思います。

議長：その点よろしくをお願いします。A委員よろしいですか。C委員いかがでしょうか。この事
前評価のあり方。

C委員：初めてなので、流れがつかめなかったんですが、だいたいわかってきて、あり方そのも
のは結構評価するまで知識はないんですけど、理解はしました。

議長：H委員どうですか。

H委員：私は行政のほうにいますので、まず行政としてこの市民参加に必ずかけなければならない
という職員の意識が根付いてきたと自分自身も思いますし、そういった意味で逆に条例
改正するときは必ずパブリックコメントは当たり前になってます。パブリックコメント
をするための期間をまず設けないといけないから、いつまでに内部で決定しないといけ
ないかという部分で確立しているんで、そういった意味で事務に携わる者としてそれが
一番市民参加の推進にあたって根付いてきたところなのかなと思います。今日の事前評
価なんですけれど、最初ちょっと指摘されたこの新年度に入る前に、3月にといい
ところでは逆に内部だから分かるんですけど、予算が終わって大変忙しい時期にかけな
ければならないものについて出していくというのが時期的に間に合うのかなというの
は確かにありますけれど、この審議会にかけるのであれば、3月に行えるよう工夫する
必要があるなというふうに感じました。

議長：I委員いかがですか。

I委員：私も事前は知らないかなというのが個人的な思いです。今のH委員もおっしゃいま
したけれど、行政内部としてその市民参加の手続きというのは定着してきていると
いうことで、ある意味当たり前になってきている。それで当然それに基づいて市民
参加の手続きを踏んでいくというのが決まりごとということで、今の段階で、今
色々な事業の説明がありましたが、非常にちょっと分かりづらいといひますか、
現実的にどういった中身で、どういった形でパブリックコメントをするのかとい
うのが全然ピンとこないケースのほうが多いのかなというふうに思うと、事後の
検証をしつつ、先ほどの素案が固まった後のパブリックコメントがいいのか前
がいいのかというのを踏まえてその辺を検証して、内容により前後どっちにや
ったほうがいいのかという整理も、年数はかかるかもしれませんが

んけれど、整理はできてくるのかなというふうに思います。年度当初という部分については、企画課のほうでも年度当初にちゃんと市民参加の手続きは採ってますよねという確認は取れますので、なるべく結果を持って今後の活動といいますか、そういう部分も含めて事後がある程度いいのではないかというふうに思います。

議 長：F 委員。

F 委員：事前評価は有意義な意見が言えるのであれば必要なんでしょうけれど、例えば今日のよ
うな形で今が計画のどの段階でどういう人を対象として市民参加を募集しているのかも
わからずにこれでいいですかと言われると、やっぱりパブリックコメントに関してはや
るならやるに越したことは無いですし、それぐらいしか言いようが無いというか、逆に
意見を出しづらいところもあって、やるならやるでさっき A 委員がおっしゃった前年度
はどうだったけれども今回は前年度の結果を踏まえてこうしますという、あるいは前回
の審議会での話を取り入れてこうしましたみたいなどころがないと、あんまり僕らが事
前評価っていう評価になっているのかなっていないのかというところもあるので、やり
方次第かなというふうな気はします。

議 長：J 委員。

J 委員：これからの全体像は見たので、私個人的には今日とても勉強になったのですが、会議
の成果としてはやっぱり皆さんおっしゃるように意見を述べようがないので、事後のほ
うがもしかしたらいいのかなという気はします。でも事前がもしないとしたら、最初に
こういったものは欲しいなというふうには思います。今年の市民参加の実施の一覧とい
うので 1 回説明をいただくというのは欲しいです。

議 長：B 委員いかがですか。

B 委員：事前評価というのは事前に話をお聞きするというのはすごく大事なことだというふう
に思うんですけど、市民参加推進会議の担当をしている企画課が一番大変じゃないかな
と思って見ていたんですけど。毎回思うんですけど、他の担当部署、担当課の全て
をまとめて説明するということは、どれだけ他の課の方とコミュニケーション、もし
くは会議をしているのかなというふうにごく考えるところがあるんですよ。そこで僕
たちがこれはどうなっているのですかというところをきちんと、はたして企画課として
理解をして答えられるのかなというところがちょっと難しいかなと思うんですよ。ち
よっと難しいジレンマ的なところもあるかなというふうに考えていますけれど。

議 長：E 委員いかがですか。

E 委員：まだ勉強不足で事前の評価と言われて適切か適切じゃないかみたいな質問をされても、
やはり判断が難しかったなと思ったんですが、他の委員の方がおっしゃってくれたよう
に今年度こういうのが予定されているんだということが分かったり、ちょっと勉強にな
ったなと思いました。ありがとうございます。事後評価というのもこれからあるの
に向けては、やはり最初にこういうのが予定されているというのもしていなければいけ
ないし、考える時間になったので、勉強になりました。ありがとうございます。

議 長：これについて次の会が 27 年度のおそらく事後評価という事になると思うんです。それが
終わってこの推進会議のあり方とか会議の進め方とか、先ほど出ましたパブリックコメ
ントと審議会がある場合、どちらが先なんだろうとかそういうようなことも含めて今後

また話をしたいなというふうに思いますけれども、今のお話から整理しますと、市民の方にとって事前評価がいいか悪いかという部分と、この会議自体、委員の皆さんにとって事前評価というものが需要かどうかというあたりもあるので、今後また機会があれば議論したいというふうに思います。

4. その他

議 長：その他事務局から、委員の皆さまにお伝えすることはありますか。

事務局：＜日程調整のほか、連絡事項を伝達した。＞

議 長：特にご質問などはありませんか。

委 員：＜質問なし＞

5. 閉 会

議 長：なければこれをもちまして会議を終了いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員
